

案内所等で業務を開始する日の10日前までに、当該書類を届出、受理されなければなりません。

(→受理日と業務開始日の間を中10日以上あけること)。

当該書類及び案内図・物件の概要が分かる書類を1セットとして、

・他都道府県知事免許業者／大臣免許業者…正本2通(別途届出者控え1通)

・宮崎県知事免許業者…正本1通(別途届出者控え1通)

を宮崎県建築住宅課に郵送又は持参してください。

※提出先は主たる事務所や案内所の所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁ではありません。

※セットごとにホッチキス等でまとめてください。

※正本は案内図・物件の概要が分かる書類もカラーとしてください(副本はモノクロ可)。

※届出者控えは、宮崎県建築住宅課の受付印を押して返却します。当該届出書を郵送する場合は、切手を貼付した副本返信用の封筒等を同封してください(種類・方法は問いませんが、郵送中の事故について責任は負いませんので御了承ください)。

○郵送先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1

宮崎県建築住宅課宅地審査担当

様式第十二号(第十九条関係)

(A4)

## 届 出 書

記入例(当初)

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

平成29年 9月15日

九州地方整備局長

殿

宮崎 県知事

免許権者及び案内所の所在地を管轄する都道府県知事を併記。

大臣免許の場合は「〇〇地方整備局長」など(主たる事務所を管轄する整備局長など)

知事免許の場合は「〇〇都道府県知事」

※免許権者と案内所の所在地を管轄する都道府県知事が同一の場合は併記不要。

商号又は名称 **株式会社△△リアルエステート**

国土交通大臣

免許証番号 (01) 第12938号

知事

代表者氏名 **代表取締役 不動産太郎**

該当しない免許権者は消去

届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲む。

届出をしようとする者が売主の場合は共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする場合は取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入。

案内所等の場所で行う業者の態様について該当するものの番号すべてを○で囲む。

最長一年。引き続き業務を行う場合は改めて届出を行う必要がある。

1	所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所	名称	宮崎第一案内所	
			所在地	宮崎県宮崎市原町2-22 電話番号(0985)20-xxxx	
	業務の種別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の態様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
2	取り扱う業務の内容等	宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	(商号又は名称) <b>株式会社□□産業</b> 国土交通大臣 (02) 知事 第10112号	
	物件の種類等	名称	◎◎マンション宮崎旭		
		所在地	宮崎県宮崎市旭1-2-2		
		宅地	区画 敷地面積の合計 $m^2$		
		戸建住宅	戸 延べ面積の合計 $m^2$		
	区分所有建物	65戸 延べ面積の合計 5,995.2 $m^2$			
3	業務を行う期間	平成29年10月1日から平成30年9月30日まで			
4	専任の宅地建物取引士に関する事項	氏名	大分 県次郎	登録番号	(大分) 第xxxx号

(注)案内所・物件所在地の案内図及び物件の概要がわかる書類を別に添付すること。

## 備 考

### 1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第15条の5の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

### 2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

### 3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。